

山梨地方最低賃金審議会  
第3回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

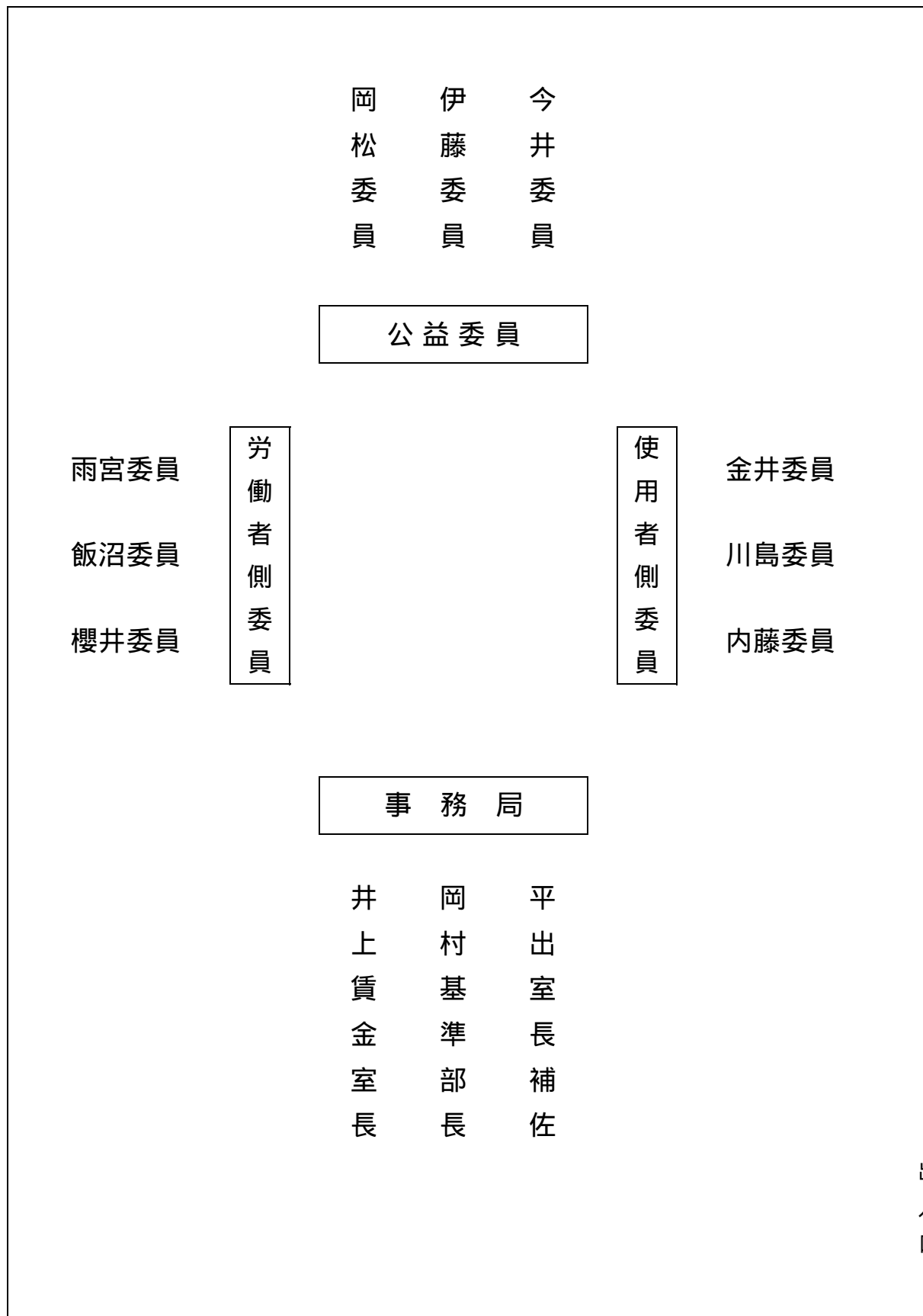
と き：令和4年10月26日  
と ころ：山梨労働局大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 改正審議
  - (2) その他
- 3 閉 会

第3回 山梨県自動車・同附属品製造業  
最低賃金専門部会 配席表 (10/26)

山梨労働局 大会議室



山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第3回山梨県自動車・同附属品製造業専門部会)

令和4年10月26日



# 第3回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会（10/26） 配付資料目次

1	輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況
---	---------------------

---









令和4年度山梨県自動車・同附属品製造業  
最低賃金改正審議 公益委員案

令和4年10月26日

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記

1時間 961 円

(引上げ額 23 円、 引上げ率 2.45 %)

(案)

令和4年10月26日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会  
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会  
部会長 伊藤 一帆

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定  
に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

伊藤 一帆                      今井 幸一                      岡松 恵

労働者代表委員

雨宮 健男                      飯沼 大                      櫻井 澄人

使用者代表委員

金井 徹                      川島 英一                      内藤 健一

## 別 紙

### 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

山梨県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 961円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

法定どおり

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門 部 会	1	4年9月28日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	4年10月6日	1 改正（金額）審議
	3	4年10月26日	1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	4年8月23日	1 改正決定に係る諮問受理

(案)

令和4年10月26日

山梨労働局長  
生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年8月23日付け山梨労発基0823第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

## 別 紙

### 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

#### 1 適用する地域

山梨県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

ハ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 961円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

#### 6 効力発生の日

法定どおり